

女子寮生 生活規定（一部抜粋）

第1条 寮生は舎監（日直を含む）・ハウスマスター（以下HM）の指導・監督を受けながら、自主的かつ主体的で規律ある生活をしなければならない。また勉学に励み、友愛の心をもって互いを高め合い、感謝の気持ちを持ち、持続可能性の視点、そして地域の一員として挑戦する心を忘れることなく、健康で明るい寮生活を心掛けなければならない。

第2条 寮生の日課を次のように定める。

朝礼点呼・朝礼	7:00			
朝食	6:30	～	7:50	7:50 より食事当番片付け
シャワー時間	6:30	～	7:45	
登校完了	8:10			
夕食	16:00	～	23:20	19:00 より食事当番片付け
門限点呼	19:30			
入浴時間	放課後	～	23:25	ただし学習時間、清掃時間は除く。また、浴槽にお湯を溜めるのは17:30以降とする。
学習時間	19:35	～	20:25	
自 活	20:25	～	22:15	
最終点呼	22:20			日曜日や塾がない日は19:30とする。
清掃	最終点呼後から15分間			
消燈	23:30			食堂施錠 23:20
(休日の朝)				
起床点呼	8:00			
朝食	7:30	～	8:50	8:50 より食事当番片付け
昼食	11:30	～	14:00	14:05 より食事当番片付け
夕食	16:30	～	23:20	
入浴時間	12:00	～	23:25	また、浴槽にお湯を溜めるのは17:30以降とする。

第3条 寮の自治運営において次の役をおく。

寮長 1名 副寮長 1名または2名 室長（各室1名）

第4条 寮長の任期は1年とし、6月末に寮生の互選によって選出する。室長は寮長・寮務主任・HMで相談し決定する。

第5条 寮長、副寮長、室長の任務はそれぞれ次のとおりとする。

(1) 寮長・副寮長

ア 寮生を代表し、寮務主任・HMの協力を仰ぎながら、寮運営を担当するとともに、寮生の指導をして寮風の高揚に努める。

イ 寮生会を行う旨を寮務主任・HMに連絡するとともに、寮生を召集し、司会を行う。

ウ 寮での行事を行うにあたり、寮生の意見をまとめ、計画を立案し、寮務主任・HMの指導助言を得て、実施にあたる。

(2) 室長

ア 寮長を補佐し、室員に寮則・生活規定を遵守させ、舎室の環境整備、規律ある生活習慣の確立に努める。

イ 登校時において電気類の消灯を点検し、部屋の施錠についての責任を負う。

第6条 寮生は次の会を持つ。

(1) 寮生会

寮生会は原則寮生全員をもって構成し、寮長が必要に応じて寮務主任・HMの許可を得て開催する。開催にあたっては舎監またはHMが立ち会うものとする。

(2) リレーションミーティング

部屋ごとに室長が中心となって生活と自活時間の過ごし方の振り返りを行う。週に1回行い、話し合った内容をHMまたは寮長・副寮長に報告しなければならない。

第7条 寮生は寮生活を送るにあたり、次の各心得を遵守しなければならない。

(1) 日課上の心得

ア 定時点呼は食堂に整列して、係が号令を行い舎監の確認を受ける。

イ テレビの視聴は消灯時間までとし、学習時間中は視聴しないこと。ただし、月2回学習時間帯に視聴を許可することがある。その場合、寮長が舎監に申請を行う。

ただし、試験一週間前から試験最終日の前日は禁止とする。

ウ 自活時間については学習をしている者に配慮して活動すること。この時間は学習をする者を優先的に扱うものとする。

(2) 学習時間の心得

ア 通常の学習時間は、個別学習室および食堂で舎監の監督の下、行うものとする。

イ 学習時間中の食事（お菓子も含む）は禁止とする。私語は慎み、また、学習時間中は許可なく舎室に出入りしない。

ウ 学習時間内に携帯電話を含めたモバイル機器や音響機器等を必要なく持ち込んだと判断された場合は、翌日の朝まで舎監が預かるものとする。

(3) 延灯の心得

学習時間内で学習が不足と判断した生徒は延灯を舎監に申し出ることができる。許可をもらった生徒は個別学習室もしくは食堂を使用する。なお、学習時間内の学習態度が良くない生徒、自活時間を有効的に使っていないと判断された生徒に対しては、延灯を許可しない。

(4) 自習室の使用上の心得

利用の前後は必ず整頓することとし、私物を放置しない。また自室にする場合は寮生全員の許可を得るものとする。

(5) 舎室の使用上の心得

ア 全室員が協力して自活時間等を有効に使い、整理・整頓をして常に清潔な環境を保つように努める。随時舎監・HMによって点検を行う。

イ 天井灯は23:30の消灯時にあわせて消灯をする。

ウ 鍵は登校時に舎監に提出し、帰寮時に受け取る。物品の破損については修繕に係った費用を室員全員で負担するものとする。

エ 舎室での食事は禁止とする。また、舎室への飲み物の持ち込みはペットボトル及び蓋付きの缶に限る。

(6) 風呂・脱衣所・洗面所・洗濯場の使用上の心得

ア それぞれ指定された時間に使用し、常に整理・整頓して、放置物が無いようにする。

イ 風呂場で使用する個人の洗面道具等は各自まとめて所定の位置に置くこと。

(7) 施設・設備・備品使用上の心得

寮の施設・設備・備品の使用にあたっては、公共のものであることに留意し、大切に使用すること。破損した場合、速やかに報告を行い、指示に従うこと。

(8) 帰省・外泊・外出上の心得

ア 帰省及び外泊・外出をしようとする者は、該当日の**2日前**までに「帰省・外泊・外出届」を記入し、担任・寮務に届け出ること。その後、担任・寮務で協議し、許可することがある。なお、許可を受けた場合、速やかにHMにも報告すること。

イ 帰省及び外泊等を許可された者は欠食の手続きを確実に行うこと。

ウ 帰省及び外泊等から帰寮した者は、帰寮と同時にその旨を舎監に申し出ること。

- エ 門限点呼から朝礼点呼までは許可のない外出を禁止する。ただし、学習センターへ通塾する者はこの限りではなく、通塾の際は、所定の「通塾簿」に記入をすること。
- オ 帰省や外出等で届け出た時間内に帰寮できない場合には、速やかに電話等により舎監に直接連絡をすること。
- カ 学校に登校した後は、原則として帰寮してはならない。ただし、やむを得ない事情により帰寮しなければならない場合は、寮務に申し出て許可を得ること。

※（８）アについての留意事項

- ①定期試験の１週間前およびテスト期間中は外出・外泊は原則禁止とする。
- ②外泊は宿泊施設以外、原則島親さん宅に限定する。ただし、２３時～翌朝６時まで、釣り等外出を伴う活動は島親さん監督の下でも禁止とする。その他地域から打診のあったものに対しては担任・寮務・HM・保護者等で慎重に審議する。
- ③外出はバドミントンの参加等定期的に行うものに対しては、部活動同様月ごとの活動計画書及び外出届けを出すものとする（学校側の大人の責任者は必要としない）。地域から打診のあったものは原則許可をするが、２２：２０の最終点呼までに間に合わないものについては詳しい理由を求めるものとする。その他の外出については、担任・寮務・保護者等で慎重に審議する。

（９）エアコン使用上の心得

- ア エアコンの使用温度は冷房 26℃、暖房 22℃設定とする。ただし、天候の関係等、健康上留意する必要があるときはこの限りでない。
- イ 登校等部屋に誰もいなくなるときはエアコンを切り、リモコンを指定の場所に置くこと。

（１０）静養目的以外での静養室の使用上の心得

- ア 使用できる時間帯は以下の通りとする。

平日	帰宅後	～	20:25	最終点呼	～	23:20
休日	8:10	～	20:25	最終点呼	～	23:20
- イ 使用の際は、常に整理整頓を心がけること。使用状況が悪い場合は、静養室の利用を停止する。

（１１）食堂の利用について

- ア 食堂は別途定められた時間を厳守し、利用すること。
- イ 食堂の使用においては常に衛生管理を意識し、使用する備品は大切に扱うこと。

（１２）次の事項はこれを禁止する

- ア 金銭及び高価な物品の貸借をすること。
- イ 落書きなどで寮内を汚損すること及び備品等の故意による破損
- ウ 演奏機器・電気製品等の高価な物品を許可なく持ち込むこと。
- エ 寮内において騒音を立てること、及び音響機器の音量を上げる等他者の迷惑になる行為。
- オ 寮生以外の者を舎監・HMの許可なく寮内に入れること。